入札契約等に関する多様な取り組み

【平成１８年５月３１日公表】

１．入札契約方式（工事）

○原則全ての工事で一般競争を実施（平成１８年５月２５日以降手続き工事）

・平成１８年度の入札方式は、一般競争(WTO)、一般競争(WTO)、工事希望型入札で行っていたものであるが、原則全ての工事で一般競争を実施します。（平成１８年５月２５日より適用）

○原則全ての工事で総合評価を実施（平成１８年度工事）

・平成１７年度は、２５６件の工事（発注金額ベースで４０％強）について総合評価落札方式を実施しましたが、今年度は、原則全ての工事で実施します。（平成１８年度当初より）

○デザインビルド方式の試行

・平成１７年度は、両石高架橋工事（岩手県釜石市）で行いましたが、今年度は、胆沢ダム林道付替若柳橋工事（岩手県奥州市）において実施し、さらに試行拡大に努めます。

○重点調査の拡大実施（低入札全工事で実施）

・全ての低入札価格調査制度対象工事（入札価格が調査基準価格より低いもの）について、契約の内容に適合した履行がなされるかどうかを確認するため重点調査を引き続き実施するとともに、併せて新たにホームページにおいて調査結果を公表します。

２．入札契約方式（業務委託）

○総合評価方式の試行（Ｈ１７年度に継続してさらに拡大実施）

・調査設計についても、調査に設計の内容に照らして技術的な工夫について、総合評価落札方式を昨年度試行したものであるが、今年度についても、橋梁詳細設計で試行します。さらになる拡大に取り組んでいきます。

○低入札調査の継続実施

・平成１６年１１月より落札価格が基準価格（予定価格の７０％）を下回った場合、低価格による受注に係る落札価格、業務履行体制及び業務履行状況について調査を実施しており、これからも継続して実施します。

３．総合評価等の地方自治体への支援

○総合評価相談員の設置（本局・事務所に設置）

・「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（以下品確法）第１５条及び基本方針において国等は発注者の要請があった場合には、可能な限りその要請に応じるため、支援策として各部及び事務所に地方自治体における総合評価落札方式の実施及び拡大並びに品確法の啓発・普及を図るための相談員として「総合評価相談員」を設置します。

（平成１８年５月２５日に設置）

○補助（交付金）事業における総合評価方式の普及

・品確法に基づく公共工事の品質確保の取組を促進するため、今年度より所管補助事業等での公共工事の品質確保の取組状況（当該年度の総合評価方式の実施予定、前年度の工事件数、技術的能力の審査実施件数、総合評価実施件数、工事成績評定実施件数等）の把握を行うものです。

（平成１８年度より）

○地方自治体職員の研修等の受け入れ（品質確保技術研修の実施）

・品確法に対応するため、総合評価や監督・検査に関する技術の習得と職務遂行能力の向上を図るための研修に（品質確保研修Ⅰ 6/26 ～ 6/30、品質確保研修Ⅱ 5/15 ～ 5/19）地方自治体等の職員を受け入れるものです。

（品質確保研修Ⅱでは、岩手県１名、宮城県３名、福島県２名、計６名受け入れ）

４．積算・監督検査について

○ユニットプライス積算工事の拡大実施

・平成１６年度からユニットプライスによる積算工事を試行し、平成１７年度は、新設舗装で７件の工事において実施しましたが、今年度は、新設舗装で全面実施し、さらに、築堤護岸及び道路改良工事（各１件づつ）に試行を拡大します。

○監理技術者と同等技術者の増員配置（低入札全工事を対象とし、過去２ヶ年の工事成績が７０点未満の者を対象）

・低入札価格調査制度対象工事にて、過去２ヶ年で６５点未満の工事成績が通知された企業では、監理技術者とは別に、監理技術者と同一の資格を満たす技術者を、専任で１名現場に配置することとしていますが、「７０点未満の工事成績評定を通知された企業」を要件として、対象を拡大します。

（平成１８年５月２５日より適用）

○非破壊検査の実施

・今年度より橋梁上部工事及び下部工事の全工事を対象にコンクリート構造物の鉄筋の配筋状態及びかぶりが適正に確保されていることを確認するために、非破壊試験を用いた品質管理を行い、コンクリート構造物の適正な品質確保並びに施工管理や監督・検査の充実を図ります。

（平成１８年度より）

○工事書類の簡素化

・提出を求めていた工事書類について、提出対象書類の見直し、様式統一及び電子化等を行い、発注者の監督・検査及び請負者の業務の合理化を図ります。

（平成１８年度より）

○低入札工事における監督強化（ビデオ撮影）

・発注者の指定する不可視部分の出来形管理を受注者がビデオ撮影し、検査時に提出することを義務付け監督の強化を図ります。

（平成１８年５月２５日より適用）

※赤字は整備局で本省通知等を踏まえ充実を図る施策

【今回実施する施策】

１．入札契約方式（工事）

○少項目簡易型総合評価の試行（市町村で実施できるモデル）

・市町村が実施できるように評価項目を最小限とした簡易型総合評価落札方式の試行を実施します。
（施工計画は、工程管理に限定、その他は、市町村で評価できる評価項目に限定）
・対象工種は、一般土木及び維持修繕

○過去の低入札工事の成績が基準値以下の場合の参加要件の設定

・低入札価格調査制度対象工事を受注している期間においては、品質低下を招かないよう当該工事に専念させるため、入札参加要件を付加する。
・東北地整における工事で、低入札価格調査制度対象工事を受注している場合は、過去３ヶ年に東北地整に実績があり、その工事成績の平均点が７４点未満（ただし､低入価格対象工事が複数ある場合は､１件増すごとに２点加えた点数とする｡）で、かつ評定点が６５点の未満の工事がないこととする。
・対象工種は、低入札価格調査制度対象工事の発生件数の多い一般土木、鋼橋上部及び建築とする。

○企業の社会性・信頼性を重視した配点による総合評価の試行

・災害等の活動実績等を重視し、技術力と社会性・信頼性の配点比率を５：５とした総合評価を試行します。
（社会性・信頼性の評価項目の配点を３～５倍とする）
・対象工種は、維持修繕

２．ダンピング対策（入札契約以外のもの）

○低入札工事における品質管理の強化（管理項目の強化）

・調査基準価格を下回る価格で落札した場合においては、品質管理項目の現場施工に係る試験項目（施工前試験、施工後試験、舗設現場、施工）の頻度を２倍とし品質確保を図ります。

【今後施策の具体化を図り、実施するもの】

１．入札契約方式（工事）

○経常ＪＶの参加要件の設定
・今後の有資格者登録においては、経常ＪＶと単体のいずれかしか登録を認めないものとします。

○低入札工事の総合評価における取り扱い検討（評価点数等）
・低入札価格調査制度対象工事を受注している場合で、その工事が完成するまでの期間については、総合評価において、通常の評価が出来ないと判断した項目（企業の手持ち工事量、地理的条件、地域貢献の実績等）を評価対象としないものとします。

２．ダンピング対策（入札契約以外のもの）

○低入札工事に関する立ち入り調査の強化（建設業法上の対応）
・一定基準以下の低入札価格調査制度対象工事を中心に、関係機関と連携を図りながら緊急立ち入り調査を実施します。

３．総合評価等の地方自治体への支援

○小規模工事を対象とした工事成績評定の試行の拡大
・昨年度において地方自治体（３８市町）において実施した小規模工事評定を更に拡大し、試行します。

４．入札契約方式（業務委託）

○「価格」を評価するプロポーザル方式の試行
・平成１７年度には、業務委託について１６７件のプロポーザル方式（簡易公募型：３件、標準型：１６４件）を実施しましたが、今年度はこれまでは評価基準としていなかった「価格」も評価基準項目とする方式について試行します。

５．積算・資材調達について

○インターネットを活用した大口購入契約方式
・工事に使用する大口資材価格について、インターネットを活用して経済的な価格を公募するもので、平成１７年度は両石トンネル工事（岩手県釜石市）にてセメント及びロックボルトの２品目について試行を実施しました。平成１８年度も引き続き試行実施します。

○一括購入契約方式の試行
・複数の工事で使用する資材について、国が一括して購入し各工事に対して支給することによりコスト縮減を図るもので、平成１８年度に試行すべく検討を行います。